

第 27 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和元年 9 月 25 日 (水)
- 2 開閉時間 午前 8 時 30 分開会 午前 9 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 14 人
1 番 小原孝志 2 番 小野寺昭一 3 番 鈴木英博 4 番 佐藤美頭雄
5 番 佐々木辰善 6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 8 番 森脇豊仁
9 番 小川一也 10 番 山崎禎彦 11 番 斉藤哲子 12 番 北村浩光
13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 2 番 小野寺昭一、3 番 鈴木英博
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 3 号 土地の現況証明書の交付について
報告第 4 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 別段の面積の区域指定について
議案第 3 号 土地の現況証明書の交付について

10 議事録本紙

議長

これから、第 27 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は 14 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、2 番委員、3 番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」及び日程第 5 報告第 4 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」が報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案 2 頁をご覧ください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございます。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案 3 頁、4 頁をご覧ください。

番号が 5 番、6 番の 2 件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

位置図は 5 頁から 7 頁までに載せてありますので、ご確認願います。

続きまして、議案 8 頁をご覧ください。

報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」でございます。

農地転用のための権利移動に係る届出を受理し、農地法施行規則第 52 条の規定に基づく、受理通知書を交付しましたので、報告します。

議案は 9 頁、10 頁をご覧ください。

番号が 1 番、2 番の 2 件でございます。

農地転用のための権利移動に係る土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、土地所有者については記載のとおりです。

1 番について、転用の目的は、太陽光発電設備機器の設置で、機器に 490.96 m²、通路 1,341.32 m²、その他 71.72 m²です。

所有権の移転先は、[REDACTED]です。

2 番について、転用の目的は、雪捨て場で 520 m²の計画内容で、所有権移転先は [REDACTED]です。

なお、[REDACTED]は [REDACTED]の土地の隣に土地と家屋を所有しており、その家屋の管理上、雪捨て場を確保するためです。

1番及び2番について、転用基準の区分は、市街化区域であるため、転用許可を必要としない案件になります。

また、転用の理由についても、1番は太陽光発電設備機器の設置、2番は雪捨て場の確保であることから、基準を満たすものと判断します。

また、位置図については11頁、12頁に載せてありますので、ご確認願います。

以上について、届出を受理し、受理通知書を交付したことを報告します。

続きまして、議案14頁をご覧ください。

報告第3号「土地の現況証明書の交付について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明書を交付しましたので、報告します。

現況証明の内容については、15頁、16頁をご覧ください。

番号が4番で1件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。

位置図は議案17頁に載せてありますので、ご確認願います。

この土地については、備考欄にありますように、平成15年に転用許可した経緯があります。

申請者が分筆し地目変更の手続きをしようとしたが、当時、発行した許可書がなく、手続きができなかったため、現況証明書の交付を受けることになりました。

既に、転用許可した土地であるため、現況証明書の交付に係る審議に至らず、交付する運びになりましたことを報告します。

続きまして、議案18頁をご覧ください。

報告第4号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明願書の提出がありましたので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第3条第9号の規定に基づき、現地確認委員を次のとおり指名しましたので報告します。

1番から3番までについて、吉本会長、斉藤委員及び寺崎委員の3人の指名を専決処分しましたので、報告します。

報告について以上です。

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第6議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請

議長
委員
議長
議長

について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 20 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第 3 条の規定に基づき、農地等の所有権移転に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は 21 頁、22 頁で、番号が 10 番の 1 件で所有権移転に伴う許可申請です。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、売主、買主の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は 23 頁に載せてありますのでご確認ください。

10 番については、令和元年 8 月 26 日開催の第 26 回定例会で別段の面積の区域指定した農地に係る売買です。

申請者は [REDACTED] で、対象農地のすぐ隣に住宅と土地を所有しています。

申請にあたって、25 頁のとおり誓約書の提出があり、各誓約事項について、了解をいただいております。

申請者の [REDACTED] と [REDACTED] は [REDACTED]、贈与により所有権を移転する内容となっています。

対象の農地については、所有する土地と併せて自家野菜の作付けし、家庭菜園の範囲での耕作をする計画です。

10 番の農地法第 3 条の許可要件については、議案 24 頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長

はい、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長

それでは、日程第 7 議案第 2 号「別段の面積の区域指定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 26 頁をご覧ください。

議案第 2 号「別段の面積の区域指定について」です。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の区域指定につい

て、審議願います。

対象の農地については議案 27 頁の 3 番の 1 件 1 筆で、場所は 28 頁をご覧ください。

本日配布しました黄色の付箋の部分に現地の航空写真、2 枚目に現地の写真がありますのでご覧ください。

3 番については、令和元年 9 月 9 日付けで申請があり、空き家に隣接した農地として、受理しています。

農地の所在、地番、地目、面積、所有者については、議案の記載のとおりです。

別段の面積の指定については、「空き家に隣接した農地の取得に係る要領」に基づき、調査確認をしています。

議案 29 ページのとおり、10 項目判断要件ということで調査をしてこちらの部分のチェックをしています。

空き家バンク登録ということでございます。

土地と空き家の所有者が同一であるということでございます。

市街化調整区域外ということと、今回申請のある面積が 1,521 m²で、家庭菜園の範囲と判断しています。

以下の詳細についてはご覧いただいた内容になっています。

以上から、事務局では認められると判断しています。

こちらの内容を踏まえて、1 a の区域指定をしてよろしいかご審議していただくということでよろしく願います。

説明は以上です。

議長 はい、議案第 2 号「別段の面積の区域指定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 2 号「別段の面積の区域指定について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 2 号「別段の面積の区域指定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 8 議案第 3 号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 30 頁をご覧ください。

議案第 3 号「土地の現況証明書の交付について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。

現況証明の内容については、31 頁、32 頁をご覧ください。

番号が 5 番から 7 番で 3 件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、記載の内容のとおりで、地目変更のためです。

5番の位置図は33頁、現地調査票は36頁、6番については34頁、37頁、7番については35頁、38頁に載せてありますので、ご確認ください。

また、本日配布しました緑の付箋、3頁から8頁までに航空写真及び現地写真もありますので、併せて、ご確認ください。

5番関係が3頁、4頁、6番関係が5頁、6頁、7番関係が7頁、8頁です。

報告第4号で報告したとおり現地確認委員を指名し、9月19日に現地確認を行いました。

現地確認について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

6番委員

はい、5番から7番までの案件について、9月19日、吉本会長、斉藤委員、私と事務局で現地調査を行いました。

まず、5番について、願出のあった土地は、写真のとおり、既に倉庫が建っており、昭和54年に建てられたものであることから、年数が相当経過しているため、農地以外であると判断しました。

次、6番について、願出のあった土地は、写真のとおり、1136番21の土地は山林化しており、6224番4は既に車庫が建っており、昭和51年に建てられたものであることから、年数が相当経過しているため、農地以外であると判断しました。

最後の7番について、願出のあった土地は、市街化区域で写真のとおり、既に住宅が建っており、昭和47年に建てられたものであることから、年数が相当経過しているため、農地以外であると判断しました。

報告は以上です。

議長

それでは、議案第3号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第3号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長

日程については以上になります。

その他に入ります。

事務局長

「次回の定例会について」ですが、定例会終了後、利用状況調査及びあっせん申出地評価を計画しています。

10月21日月曜日又は25日金曜日で、午前9時から開催にしたいのですが、開催日程の調整をお願いします。

議長
委員

10月21日月曜日ですよろしいでしょうか。

問題なし。

事務局長

第28回定例会は、10月21日月曜日、午前9時から定例会でよろしくお願ひします。

主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。

2の農地移動適正化あっせん申出状況について石塚から説明します。

主事

本日配布しました青の付箋をご覧ください。

前回の定例会から3件申出の追加があり、全部で25件となっています。

追加になった3件分のあっせん委員を決めていただきたいと思います。

議長
委員

私が指名してもよろしいですか。

無しの声。

議長

23番1番委員、9番委員、24番12番委員と私、25番が3番委員、10番委員、13番委員でお願いします。

事務局長

続きまして、3の全国農業新聞の購読についてですが、ご理解いただき、購読の手続きをお願いしたく、購読料の支払いに係る書類の提出をお願いします。

ご記入いただけましたら、書類を回収させていただきます。

ご理解とご協力をお願いします。

事務局長

続きまして、4の農地の利用状況調査に係る情報収集についてですが、毎年、10月の定例会後、利用状況調査に伴う農地パトロールを実施していますが、今年度においても計画しています。

実施にあたって、事前に遊休化している農地を把握したく、10月中旬頃までに情報提供をお願いします。

議長

それでは、以上をもって第27回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。